

# 栗東市商工振興ビジョン 後半期ロードマップ (改訂案)

令和3年 月  
栗東市商工観光労政課

# 目次

---

<b>第1章. 後半期ロードマップ策定の背景と位置づけ</b> .....	<b>1</b>
1. 後半期ロードマップ策定の背景.....	1
2. 後半期ロードマップの位置づけと期間.....	1
<b>第2章. 本市を取り巻く状況と策定の基本的な考え方</b> .....	<b>2</b>
1. 前半期ロードマップ策定後の本市を取り巻く現状について.....	2
2. 総合戦略における商工振興ビジョンに係るK P Iの達成状況について.....	4
3. 前半期ロードマップの評価結果に基づいた後半期の主要な柱の考え方について.....	4
<b>第3章. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた後半期ロードマップについて</b> ..	<b>8</b>
1. 後半期ロードマップ策定後の本市を取り巻く現状について.....	8
2. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた後半期ロードマップの改訂について..	8
<b>第4章. 後半期ロードマップ (R2~R6)</b> .....	<b>9</b>
1. 後半期ロードマップの主要な柱と具体的施策.....	9
<b>第5章. ロードマップの推進に向けた考え方</b> .....	<b>20</b>
1. 計画の推進にあたって.....	20
<b>参考資料.</b> .....	<b>21</b>
1. 栗東市商工振興ビジョン後半期ロードマップ策定・改訂経過.....	21
2. 用語解説.....	25

## 第1章 後半期ロードマップ策定の背景と位置づけ

### 1. 後半期ロードマップ策定の背景

本市では、平成24年4月に、中小企業者等をはじめ、市、大企業者、市民のそれぞれが連携・協働し、中小企業の振興を図ることによって、本市をより豊かで住み続けたいとなるまちにすることを旨として、中小企業振興についての「基本理念」や「基本方針」などを定めた、「栗東市中小企業振興基本条例」を施行しました。

また、平成25年4月には、「栗東市中小企業振興基本条例」の具現化に向け、厳しい経営環境のもとで日々事業を営んでいる市内中小企業へのビジネスチャンスの拡大と、中小企業の振興を通じた本市の発展を図るための3つの重点施策と一般施策を示した「栗東市商工振興ビジョン」を策定するとともに、平成28年3月には、「栗東市商工振興ビジョン」に掲げる施策の着実な推進を図るため、概ね10年間で短期、中・長期に取り組む施策の道筋を示す「栗東市商工振興ビジョンロードマップ」とロードマップの内、前半期5年間について、具体的な業務内容を想定した「前半期ロードマップ」を策定しました。

さらに、「栗東市商工振興ビジョンロードマップ」に位置付ける施策について、前半期である5年間に具体的に着手する具体的施策を、平成28年3月に策定した栗東市総合戦略に商工振興施策を反映した、「栗東市商工振興ビジョンロードマップに基づく事業実施計画」を策定し、商工振興に関する取り組みを展開してきました。

そのような中、この度、「前半期ロードマップ」が計画期間の5年目を迎えることから、前半期における取組の状況を評価検証するとともに、本市を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、「栗東市商工振興ビジョンロードマップ」に位置付ける施策について、後半期の5年間で実施する施策を再整理した「商工振興ビジョン後半期ロードマップ」を策定しました。

### 2. 後半期ロードマップの位置づけと期間

#### (1) 後半期ロードマップの位置づけ

本ロードマップは、前半期ロードマップを継承するものであり、「栗東市商工振興ビジョン」で示した施策を実現するために、ロードマップの計画期間の後半の取組の内容を示すものです。

「栗東市商工振興ビジョン」および本ロードマップは、「第六次栗東市総合計画」を上位計画とし、同計画の5つの「まちづくりの基本目標」の1つである「経済活動が活発で、多様な就労環境があるまち」に関連する施策を推進する分野別計画となります。

また、「第2期栗東市総合戦略」とも密接な関係を持ち、市民満足度を始めとする評価・検証等を適切に行い、計画的で戦略的な進行管理を図ることが求められます。

#### (2) ロードマップの計画期間

本ロードマップの計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間です。

## 第2章 本市を取り巻く状況と策定の基本的な考え方

### 1. 前半期ロードマップ策定後の本市を取り巻く現状について

■本市は、古来より東海道、中山道が通過し、現在は名神高速道路、国道1号・8号など国土幹線が横断する国土軸の中にあり、京阪神、中京、北陸地域の道路ネットワークの結節点となっています。また、JR琵琶湖線（東海道本線）、JR草津線などの鉄道を有し、全国有数の交通の要衝となっています。

こうした交通条件の良さなどを背景として、企業立地が進むとともに、この企業進出とあわせて定住者や通勤者の増加が地域内での労働力を支えています。これを受けて本市産業は、特定の製造業の業種に偏らない構成を見せています。また、製造業の立地と併せて、運輸・倉庫・卸小売業などの業種も加わり、地域に厚みのある産業構造が形成されています。

■リニア中央新幹線や北陸新幹線の整備が進み、新名神高速道路の天津・高槻間は令和5（2023）年度に開通予定となっており、全国的な広域高速道路網の利便性が向上すると期待される一方、人やものの流れに大きな変化が生じる可能性があります。本市が有する交通の要衝という強みだけでなく、新たな人やものの流れが生まれる中、この効果を積極的に活用する必要があります。

■ICTやIoT、ロボット、AI、ビッグデータ等の新たな技術が劇的な革新を遂げ、こうした技術を使って社会的課題を解決しようとする「Society5.0（超スマート社会）」への取り組みが進展しており、今後も国民生活や企業活動、経済社会にさらなる変化をもたらすことが予想されます。

■平成27年国勢調査における本市の人の動き（15歳以上の通勤・通学流動）は、本市に常住する通勤・通学者36,337人（就業32,798人、通学3,539人）のうち、市内で就業・通学する人は39.0%で、市外の通勤通学先としては草津市が16.7%と極めて多く、大津市（7.8%）、守山市（6.8%）、京都市（6.4%）、となっており、京都市等への流動はみられるものの、90%近くが県内で就業・通学しています。

一方、本市で就業・通学している通勤・通学者35,462人（就業33,640人、通学1,822人）のうち、本市内に常住する人の比率は40.0%で、市外からの通勤通学者としては草津市が14.6%と最も多く、以下大津市（9.7%）、守山市（9.1%）、湖南市（5.2%）と続いている。通勤通学の流出以上に、流入においては県内からの移動の占める比率が高く、相互の結びつきの強さを示しています。

なお、本市内で就業・通学している人は、平成17（2005）年37,200人→平成22（2010）年34,506人→平成27（2015）年35,462人と、増加傾向を示しています。

■本格的な人口減少社会、そして少子高齢社会が訪れる中でも、本市の人口動態は、住民基本台帳（平成30年）では、自然動態は出生846人に対して死亡438人で408人の自然増、社会動態は転入3,787人に対して転出3,499人で288人の社会増となっており、全体として696人増加しています。

この5年では、自然動態は、多少の増減はあるものの、一貫して出生数が死亡数を上回

る自然増となっており、社会動態は平成28年から転入者が転出者を上回る社会増となっています。

- 自然災害の頻発化、経営者の高齢化によって、多くの中小企業は、事業活動の継続が危ぶまれており、中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業の災害対応力を高めるとともに、円滑な事業承継を促進する必要があります。

- 小規模企業振興基本法（平成26年6月施行）

小規模企業は、地域経済や雇用を支える重要な役割を担う存在であることを背景に、小規模企業の「成長発展」のみならず「事業の持続的発展」を原則とした政策体系が必要であるとされています。

- 産業競争力強化法（平成30年5月一部改正）

市区町村が民間の創業支援等事業者（地域金融機関、NPO法人、商工会議所・商工会等）と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、起業家教育事業等の創業支援及び創業機運の醸成を実施する「創業支援等事業計画」について、国が認定することとしています。

本市においても、民間の創業支援等事業者（栗東市商工会や地域金融機関）と連携して創業支援等事業計画を変更し、国から認定を受けました。

- 小規模事業者支援法（令和元年5月一部改正）

平成26年に「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、以下「小規模事業者支援法」という。）の一部を改正し、経営改善普及事業の中に「経営発達支援事業」を新たに位置づけ、小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施する「経営発達支援計画」を経済産業大臣が認定する仕組みを導入され、令和元年の改正で、(1)商工会または商工会議所は市町村と共同で計画を作成する、(2)経済産業大臣が計画認定する際には都道府県知事の意見を聴く、(3)一定の知識を有する経営指導員が計画に関与する、といった内容が盛り込まれました。

- 中小企業強靱化法（令和元年7月一部改正）

中小企業者の策定する「事業継続力強化計画」を国が認定する制度で、認定事業者に対し様々な支援措置を講ずるとしています。

それに併せて、小規模事業者支援法も改正され、商工会・商工会議所が市町村と共同で行う、小規模事業者の事業継続力強化に係る支援事業に関する計画を都道府県が認定する制度が創設されました。

- 第六次栗東市総合計画（令和2年度～令和6年度）

当計画の5つの「まちづくりの基本目標」の1つである「経済活動が活発で、多様な就労環境があるまち」には、本市の特徴となる具体的な方向性や内容として、「市内で経済活動や投資が循環する仕組みづくりを進めます」と「農林業、観光、ものづくりなど地域産業の定着・活性化を推進するとともに、地域資源や環境を活かして新たな産業拠点を形成することで、希望する人に多様な就労機会を創出します」が示されています。

## 2. 総合戦略における商工振興ビジョンに係るK P I の達成状況について

### ■しごと

指標名	現状値	目標値	実績値
就業者数	34,853 人 (H26)	36,000 人 (R1)	31,844人 (H28)
事業所立地数	2,908件 (H26)	3,000件 (R1)	2,838件 (H28)

### ■まち

指標名	現状値	目標値	実績値
20～40 歳代の人口現状人口の維持	29,500 人 (H27)	29,500 人 (R1)	29,781人 (H31.4)
観光入込み客数（日帰り）	481,700 人 (H26)	514,000 人 (R1)	855,500 人 (H30)

## 3. 前半期ロードマップの評価結果に基づいた後半期の主要な柱の考え方について

### ①中小企業の経営基盤の強化

#### ■商工振興ビジョンロードマップに係るK P I の達成状況

指標名	現状値	目標値	実績値
市内事業所の総売上額	7,960 億円 (H24)	8,756 億円 (R1)	9,597 億円 (H28)
開業（創業を含む）事業所数	157 件 (H24)	220 件 (H29)	321 件 (H28)
商工業を振興するまちづくりが推進されていると思う市民の割合	19.9% (H26)	26.0% (R1)	27.0% (H30)



#### ●前半期ロードマップの評価

K P I の3つの目標を達成し、施策の進捗状況も概ね着手できているが、引き続き中小企業・小規模事業者への支援策に取り組んでいく必要があります。

中小企業・小規模事業者に対する支援制度については、計画と比して実績件数が少ない施策があり、施策情報の伝達などが課題であることから、伝達方法の工夫や支援機関との連携が必要です。

#### ●今後の方向性

販路拡大、生産性の向上、経営相談などの経営支援策を実施していくとともに、現状や課題を踏まえ、人材確保や事業承継に対する支援制度や創業者向けの新制度などを創設して中小企業・小規模事業者の経営基盤強化を図っていきます。

#### ●主要な柱の考え方

基本的に前半期を継承していきますが、人材確保や事業承継への支援制度を新たな柱に加えて再編します。

## ②消費者ニーズの創出

### ■商工振興ビジョンロードマップに係るKPIの達成状況

指標名	現状値	目標値	実績値
消費生活における市内での購買割合	35.0% (H28)	38.5% (R1)	35.7% (R1)
栗東市庁舎内での市内調達率	82.4% (H27)	90.6% (R1)	80.0% (H30)

#### ●前半期ロードマップの評価

KPIの目標値は未達成であり、未実施である施策も多くあります。

域内調達拡大に向けて継続して取り組んでいく必要があるが、目的を達成するためには課題の解決など時間を要する。これまでの調査の結果を踏まえると、情報発信や情報共有を重点化することが必要です。

#### ●今後の方向性

市民アンケートの結果や市内企業の取引構造分析の状況を踏まえて、長期的な視点で効果的な施策を検討し取り組みを継続していきます。

コンビニエンスストアとの商品開発や特産品の販売販路の拡大については、ブランド創出と連携していきます。



#### ●主要な柱の考え方

基本的に前半期を継承しますが、ブランド創出に関連する項目は今年度策定する栗東市観光振興ビジョンにおいて、具体的な施策に取り組むものとして再編します。

## ③ブランド創出

### ■商工振興ビジョンロードマップに係るKPIの達成状況

指標名	現状値	目標値	実績値
栗東ブランドの認証件数	0件 (H27)	20件 (R1)	0件 (H30)

#### ●前半期ロードマップの評価

未実施の施策が多く、ブランドの創出による市民のまちに対する愛着の醸成という目的やKPIも含めた目標は未達成です。

栗東ブランドについては、シティセールス戦略においてそのあり方が検討されているが、これまでの議論を踏まえて定義を明確にする必要があります。

#### ●今後の方向性

目的を達成にするためには、栗東ブランドの定義を明確にするべきであり、シティセールス戦略と今年度策定する栗東市観光振興ビジョンにおいて、長期的な視点で示していきます。



●主要な柱の考え方

今年度策定する栗東市観光振興ビジョンにおいて、具体的な施策に取り組むものとして再編します。

④栗東駅前・手原駅前の賑わい創出

■商工振興ビジョンロードマップに係るK P Iの達成状況

指標名	現状値	目標値	実績値
空きテナント数			
・栗東駅周辺	66件 (H28)	59件 (R1)	31件 (R1)
・手原・安養寺周辺	73件 (H28)	66件 (R1)	73件 (R1)

●前半期ロードマップの評価

K P Iの目標値は一部未達成であり、未実施である施策も多くあります。

バル事業や市内で開催されている既存のまつり等については、一定賑わいの創出に繋がる効果があるが、イベント等だけでは限界があることも踏まえて、空きテナントの調査の結果を踏まえて、見直しや新たな支援制度が必要です。

●今後の方向性

市内の賑わい創出のために、既存制度の見直しや新たな支援制度を検討し継続して取り組んでいきます。

栗東駅周辺については、住民と事業者により賑わいに対する考え方も異なることから、市民や事業者の意見を聞きながら、新しいまちづくりの方向性や課題を共有して取り組んでいく必要があります。



●主要な柱の考え方

基本的に前半期を継承していきますが、空きテナント実態調査の結果を踏まえて、市内の賑わい創出に向けた具体的な施策に取り組むものとして整理します。

## ⑤観光事業推進

### ■商工振興ビジョンロードマップに係るKPIの達成状況

指標名	現状値	目標値	実績値
観光を振興するまちづくりが推進されていると思う市民の割合	22.1% (H26)	30.0% (R1)	24.6% (H30)

#### ●前半期ロードマップの評価

現状において施策の進捗状況も概ね着手できています。

これまでの「観光客数の増加が観光消費額の増大に繋がる」とした視点ではなく、具体的なターゲットを設定した客単価を高めるためのマーケティング戦略、観光産業をベースとした持続可能な地域づくり等のための施策が必要です。

#### ●今後の方向性

今年度策定する栗東市観光振興ビジョンにおいて、費用対効果や需要などを的確に把握した上で、別の担当課が所管するシティセールス戦略等と連携を図りながら必要な観光振興の方向性と具体的施策を示していきます。



#### ●主要な柱の考え方

今年度策定する栗東市観光振興ビジョンにおいて、具体的な施策に取り組むものとして再編します。

### 第3章 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた後半期ロードマップについて

#### 1. 後半期ロードマップ策定後の本市を取り巻く現状について

- 令和2年1月16日に国内初の新型コロナウイルス感染症陽性患者が確認され、本市においても同年2月26日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、同年4月には本市最初の陽性患者が確認されました。また、国は4月7日に特措法に基づき「緊急事態宣言」を7都府県に発出し、同月16日に対象区域を全国に拡大しました。
- 令和3年1月7日に新型コロナウイルス感染症再拡大に伴い、国は特措法に基づき、緊急事態宣言を首都圏1都3県に発出し、同13日に7府県を対象区域に追加しました。
- 国においては、事業者への資金繰り支援として、政府系・民間金融機関を通じた実質無利子融資の開始や、持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金といった各種給付金の支給等による迅速かつ積極的な支援が実施されています。
- 本市においても、大きな打撃を受けた市内中小企業等への緊急的な支援として、事業継続のための支援や休業要請等への対応として、国や県が実施する補助金や支援金への上乘せや、市独自の給付金や補助金の支給、地域振興券事業などを実施しています。
- 中小企業・小規模事業者は、全国3千万人を超える雇用を支える、国の経済の屋台骨です。しかし、人手不足や高齢化といった構造変化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による事業環境の激変、働き方改革などに対応していく必要があります。
- 今後は、デジタル化の進展によって企業間競争が一層激しくなることが見込まれるとともに、人口構造の変化に伴って、人手不足に陥ることが予想されます。市内経済の持続的な成長を実現するためには、「付加価値向上」と「生産効率の向上」という2つのアプローチによって、生産性の向上に取り組むことが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化の急速な普及や消費者の価値観の変化等、外部環境が急速に変化しています。こうした外部環境変化への対応が生産性の向上や経営基盤の強化へとつながります。
- 本市においても、新型コロナウイルス感染症の影響や地域社会情勢を取り巻く状況を見据えて、市内事業者の経営の安定化への支援や、地域経済の活性化やにぎわいの創出を目的とした支援、コロナ禍における新しい生活様式への適応等への支援が必要です。

#### 2. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた後半期ロードマップの改訂について

- 令和元年度に策定した後半期ロードマップは、新型コロナウイルス感染症による多大な経済活動への影響を想定した内容でないため、まずは、大きな影響を受けている市内中小企業等への緊急的な支援を実施してきました。ロードマップにおいて新たに実施予定であった事業について、事業の進捗が図れていないものがあります。
- 今後、このロードマップを推進していくために、新型コロナウイルス感染症の状況や、市内事業者等の現状を把握するとともに、後半期ロードマップにおける主要な4つの柱と具体的施策の項目に、優先的に取り組むべき施策について、中小企業振興会議において検討を行い施策や事業の追加と実施スケジュールの再整理を行う必要があります。

## 第4章 後半期ロードマップ（R2～R6）【R2改訂】

### 1. 後半期ロードマップの主要な柱と具体的施策

本ロードマップの策定にあたっては、前半期ロードマップにおける5つの主要な柱を発展的に継承し、前半期の検証結果や社会情勢などを踏まえ、栗東市らしさに主眼をおいた商工振興に向けた主要な4つの柱と具体的施策を再整理します。

本ロードマップの策定後において、新型コロナウイルス感染症の影響や地域社会を取り巻く情勢を踏まえて、新たな5つ目の柱を追加し、一部の事業について、計画期間の見直し等を行います。

#### ■主要な5つの柱

##### ① 中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

地域の雇用を支える中小企業・小規模事業者への創業支援、事業機会の拡大や持続的な発展のため

- ・ 成果指標 ● 市内事業所の総売上額 ← 第2期栗東市総合戦略 KPI  
現状値：9,597億円（H28）→9,597億円現状値以上（R6）
- 創業者数  
現状値：59人（H28～H30延べ）→124人（R2～R5延べ）

##### ② 消費者ニーズの創出

消費者のニーズとのマッチングによる地域内での経済の好循環を生み出すため

- ・ 成果指標 ● 市民の市内購買率 ← 第2期栗東市総合戦略 KPI  
現状値：35.7%（R1）→35.7%現状値維持（R6）

##### ③ まちの賑わい創出

市街地のにぎわい創出とまちの活力を高めるため

- ・ 成果指標 ● 空きテナント数
- |          |                     |
|----------|---------------------|
| 栗東駅周辺    | 現状値：31件（R1）→26件（R6） |
| 手原・安養寺周辺 | 現状値：73件（R1）→62件（R6） |

#### ④人材確保と生産性向上

中小企業・小規模事業者の新たな働き手の確保と労働生産性及び付加価値の向上のため

- ・ 成果指標 ● 就業者数

第2期栗東市総合戦略 KPI

現状値：31,844人（H28）→31,844人現状値維持（R6）

#### ⑤新型コロナウイルス感染症の影響に伴う中小企業等の経営安定化と地域経済の活性化

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援のため

- ・ 成果指標 ● 市内事業所立地数

第2期栗東市総合戦略 KPI

現状値：2,838件（H28）→2,838件現状値以上（R6）

※主な実施主体  
 【市】市 【商】商工会 【民】市民  
 【中】中小企業者等 【大】大企業者

■ 具体的施策

① 中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

(1) 事業機会拡大及び持続的発展へ向けた中小企業者等へのサポート強化

具体的施策								
「栗東市中小企業・小規模事業者応援ガイドブック」								
概要	主な事業		計画期間					
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6
地域経済の好循環創出のため、域内調達拡大の意義や調達ニーズ等の紹介、創業希望者や事業経営者を支援する国・県・市・商工会等の各種制度の紹介などの冊子を作成し、市内中小企業者等への情報提供と、取引の拡大や企業間連携の促進を行う。	継続	「栗東市中小企業・小規模事業者応援ガイドブック」の作成配布【市】	—	配布	作成	配布	作成	配布

具体的施策								
中小企業・小規模事業者のニーズに適した情報の発信								
概要	主な事業		計画期間					
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6
事業者への、市、県、国、その他の公的機関等が実施する補助金、セミナー、イベント等の情報整理・提供の実施と、タイムリーに情報発信できるメルマガ制度の創設を検討する。	継続	支援制度等の情報整理・発信【市】・【中】	—			実施		
	新規	メルマガ制度の創設【市】・【中】	旧	検討	実施	検討	実施	
			新		検討	実施	実施	

具体的施策								
関係機関との連携によるサポート体制と相談体制による支援								
概要	主な事業		計画期間					
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6
関係機関と連携し、あらゆる相談に対するサポート体制による支援と、毎月実施している「りっとう経営なんでも相談会」の充実を図るため、相談会の周知方法の見直し、相談日・相談時間の拡充を行う。	継続	サポート体制の継続【市・商・中】	—		実施	検討	実施	検討
	継続	りっとう経営なんでも相談会の実施【市・商・中】	—		実施	検討	実施	検討

具体的施策								
産官学連携に向けた機会の創出								
概要	主な事業		計画期間					
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6
大学・企業・市等が産業振興に向けて意見交換を行う懇談会等の設置を検討する。 また、企業が大学等から技術や知識について学ぶ勉強会・セミナーの開催や大学等が有する新たな技術に対し、商品化に向けて企業による試作品づくりなど、産官学が連携する契機となる交流の場づくりを行い、新製品の開発、新事業展開、新たなビジネスモデルの成長を行う。	継続	産官学の連携【市・中・大】	旧	検討	連携			
			新		検討	連携		
	継続	滋賀県工業技術総合センターの利用促進と有効活用【市・中・大】	旧	検討	活用促進			
			新		検討	活用促進		

具体的施策							
事業継続力強化支援計画の推進							
概要	主な事業		計画期間				
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5
中小企業強靱化法に基づき、商工会と市が共同して作成した小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画により、小規模事業者の「事業継続計画(BCP)」認定制度の活用を推進と、支援制度の情報提供を行う。自然災害等の発生状況等を踏まえて、必要に応じて計画変更を行っていく。	新規	事業継続力強化支援計画の推進【市・商・中】	—	認定支援			認定支援
					変更検討		変更検討

## (2) 中小企業・小規模事業者の経営基盤強化

具体的施策								
経営基盤の強化と資金の支援								
概要	主な事業		計画期間					
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6
中小企業・小規模事業者の経営の安定と販路拡大のために、県制度・市制度融資資金における信用保証料の一部助成や、国の補助金制度の一部上乗せ補助を継続し、事業者のニーズや社会経済情勢に応じて、制度内容の見直しを行う。	継続	信用保証料助成制度	—	実施			実施	
						検討		検討
	継続	国持続化補助金の市単独上乗せ	—	実施			実施	
						検討		検討



※主な実施主体  
 【市】市 【商】商工会 【民】市民  
 【中】中小企業者等 【大】大企業者

## ②消費者ニーズの創出

### (1) 域内調達拡大運動の推進

具体的施策								
市の全調達に占める調達比率の引上げ								
	主な事業		計画期間					
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6
地域経済の好循環創出のため、市の調達品に占める市内の調達比率を引上げるため、調達業者の情報収集や関係作りを行う。	継続	市の全調達に占める調達比率の引上げ【市】	—	実施	検討		実施	検討

具体的施策									
域内調達拡大の推進									
概要	主な事業		計画期間						
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6	
域内での資材調達や消費購買の推進に向け、市民や事業者等への周知活動を継続する。市内企業の取引構造の把握等を行い、地域経済の循環を高めるための施策や域外から資金が得られるための施策を検討する。中核企業と市内企業の新たな調達モデルの創出と、市の補助制度見直し等を検討し、大企業による市内中小企業の活用を促進する。	継続	域内調達拡大運動に関する周知【市・民・中・大】	—			実施			
	新規	地域経済の循環率を高める施策等の検討実施【市・大・中】	旧	検討			実施		
			新		検討		実施		
	新規	地元事業者活用促進策の検討【市・大・中】	旧	検討			実施		
			新		検討		実施		

(2) 市民の消費ニーズ創出の検討

具体的施策								
市民が買物をしやすい環境整備の検討								
概要	主な事業		計画期間					
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6
安全で快適な買物環境の構築のため、消費ニーズ調査結果を踏まえて、子ども連れや高齢者等が安心して購買・利用できるような情報発信等への支援を検討する。	新規	市民が安心して購買・利用できるための情報発信支援事業【市・民・中】	旧	検討		実施		
			新		検討		実施	

具体的施策								
魅力ある個店づくりへの情報発信支援								
概要	主な事業		計画期間					
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6
消費者のニーズ調査結果等を踏まえて、世代に応じた効果的な市内事業者の情報発信を推進し、魅力ある個店の創出を行う。	新規	個店の魅力情報発信支援【市・中】	旧	検討	実施	検討	実施	検討
			新		検討	実施	実施	検討

具体的施策								
農商工連携による市内製品の販売促進								
概要	主な事業		計画期間					
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6
小売事業者に対し地元事業者への販路拡大を図るため、地場産品コーナーの設置場所や設置産品を検討する。	新規	市内小売事業者等への働きかけ【市・中】	旧	検討	実施	検討	実施	検討
			新		検討	実施	実施	検討

※主な実施主体  
 【市】市 【商】商工会 【民】市民  
 【中】中小企業者等 【大】大企業者

### ③まちの賑わい創出

#### (1) にぎわい創出と来街者を増やすための取組み

具体的施策								
個店の魅力向上								
概要	主な事業		計画期間					
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6
地域や商業の活性化につながるまちのにぎわいを生み出すため、個店の魅力を向上させ、顧客獲得につながる取り組みを行う。 また、既存のイベントの継続や関係団体との連携などを通じて、商店街等に人が集まり、滞留する仕掛けづくりを進めます。	継続	りっとうバル・まちゼミ事業 【市・商・中】	—	実施 ●→ 検討	●→ 検討	実施 ●→ 検討	●→ 検討	実施
	継続	商店街等の活性化 【市・商・中】	—	実施 ●→ 検討	●→ 検討	実施 ●→ 検討	●→ 検討	実施

具体的施策								
空き店舗等対策の拡充								
概要	主な事業		計画期間					
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6
空き店舗等の減少によるにぎわいの創出及び商環境の向上を図るため、空き店舗等に新規出店する方などに、店舗改装費や賃借料への補助を継続する。空き店舗実態調査等の結果を踏まえて、既存制度の対象区域や業種などの見直しを検討し、制度の拡充を行う。 また、補助制度の拡充に併せて、「りっとう空き家バンク」と連携した、空き店舗等データベース化と情報提供を行う。	継続	空き店舗等活用促進事業補助金制度 【市・中】	—	●→ 実施	●→ 検討	●→ 実施	●→ 検討	●→ 実施
	新規	空き店舗のデータベース化と情報提供 【市】	旧	●→ 制度 検討	●→ 実施	●→ 実施	●→ 実施	●→ 実施
			新	●→ 制度 検討	●→ 実施	●→ 実施	●→ 実施	●→ 実施

※主な実施主体  
 【市】市 【商】商工会 【民】市民  
 【中】中小企業者等 【大】大企業者

#### ④人材確保と生産性向上

##### (1) 人材確保と生産性向上のための取り組み

具体的施策								
市内企業の人材確保支援								
概要	主な事業		計画期間					
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6
市内企業の働き手確保のため、市内企業の魅力を発信する情報誌により、高校・大学の就職支援担当者や学生に対しPRを行う。	継続	市内企業の魅力情報発信 【市・中・大】	—	■▶ 作成	■▶ 作成	▶▶ 配布		

具体的施策								
中小企業・小規模事業者の生産性向上支援								
概要	主な事業		計画期間					
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6
中小企業者等が生産性向上特別措置法に基づく、市の導入促進基本計画に沿って導入する先端設備に対し、導入後3年間固定資産税をゼロとする特例措置を行う。また、中小企業・小規模事業者のキャッシュレス化を推進することで、会計処理の効率化により、労働生産性の向上を図る。	継続	中小企業者等の先端設備投資への支援の継続 【市・中】	—	▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ 受付		▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ 検討		
	新規	キャッシュレス決済端末導入への支援 【市・中】	旧	▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ 検討	▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ 実施			
			新	▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ 検討	▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ 実施			

##### (2) 円滑な事業承継の支援

具体的施策								
関係機関との連携によるサポート体制と相談体制の構築								
概要	主な事業		計画期間					
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6
関係機関と連携したサポート体制による支援と、事業承継に対応する定期的な相談窓口を市内で開設する。	新規	サポート体制の構築 【市・中】	—	▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ 実施		▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ 検討	▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ 実施	▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ 検討
	新規	事業承継相談会の開催 【市・中】	—	▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ 実施		▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ 検討	▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ 実施	▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ 検討

具体的施策								
事業承継への新たな支援制度の検討								
概要	主な事業		計画期間					
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6
事業承継に対する信用保証料や利子の補給などの資金への支援や、国の補助金制度の一部上乗せ補助を段階的に講じ、中小企業・小規模事業者が有する技術やノウハウ等の貴重な経営資源を喪失させず、経営の継続を行うことで市内経済の活性化につなげる。	新規	事業承継融資信用保証料助成制度【市・中】	旧	検討	実施	実施		
			新		検討	実施	実施	検討
	新規	事業承継融資利子補給制度【市・中】	旧	検討	実施	実施		
			新		検討	実施	実施	検討
	新規	国事業承継補助金の市単独上乗せ【市・中】	旧	検討	実施	実施		
			新		検討	実施	実施	検討

※主な実施主体  
 【市】市 【商】商工会 【民】市民  
 【中】中小企業者等 【大】大企業者

## ⑤新型コロナウイルス感染症の影響に伴う中小企業等の経営安定化と地域経済の活性化

### (1) 中小企業等の経営の継続と安定化への支援

具体的施策								
中小企業・小規模事業者の経営の継続と安定化への支援								
概要	主な事業		計画期間					
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業・小規模事業者の経営の安定化を目的に滋賀県中小企業振興資金における融資制度のうち、セーフティネット資金融資利用事業者への利子補給を行います。 また、既存補助制度の国持統化補助金制度の一部上乗せ補助を拡充し、新分野展開、業態転換等の規模拡大等の事業再構築に取り組む補助、設備投資等への市独自上乗せ補助を検討する。	新規	栗東市セーフティネット資金利子補給金制度【市・中】	—	→ 実施				
	新規	国持統化補助金(コロナ特別対応型)の市単独上乗せ【市・中】	—	→ 実施				
	新規	国・県等補助施策への市独自上乗せ【市・中】	—		→ 検討	→ 実施	→ 実施	

### (2) 地域経済の再活性化に向けた支援

具体的施策								
地域経済の再活性化に向けたさらなる支援								
概要	主な事業		計画期間					
	区分	事業名	新旧	R2	R3	R4	R5	R6
新型コロナウイルス感染症による、市内の消費の減少に対して、感染症の流行の収束後を見据えて、市内経済の活性化、消費喚起につながる取り組みへの支援を実施する。	新規	市内消費喚起促進への支援【市・商・民・中・大】	—	→ 実施	→ 実施			

※新型コロナウイルス感染症をはじめとした、ロードマップ計画期間中における経済情勢や社会環境の変化等に対応した新たに必要とされる緊急施策等に柔軟に取り組んでいきます。

## 第5章 ロードマップの推進に向けた考え方

### 1. 計画の推進にあたって

本ロードマップの推進にあたっては、市、事業者、市民、関係団体等あらゆる主体が連携・協力体制を強め、中小企業振興基本条例に基づき、それぞれの責務と役割の中で各事業に取り組んでいくとともに、関連する他の計画とも連携し、戦略を実行します。

併せて、本計画の進行管理として、各事業の実効性を定期的に検証していく必要があるため、毎年度、事業ベースで進捗状況や実績等をまとめ、「栗東市中小企業振興会議」において検討を行うなど、PDCAサイクルの検証を行っていきます。

また、**今般の新型コロナウイルス感染症をはじめとした**計画期間中における、経済情勢や社会環境の変化等により、新たに必要とされる事業や、不要になり見直しを求められる事業等の対応について、柔軟に取り組んでいきます。

## 参考資料

### 1. 栗東市商工振興ビジョン後半期ロードマップ策定と改訂経過

#### ■ 栗東市中小企業振興会議

策定経過（令和元年度）		
開催日	回数	内容
令和元年 6月 20日	第 22 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの経過と後半期ロードマップについて</li> <li>商工振興ビジョンロードマップおよび事業実施計画に係る進捗状況と前半期評価について</li> <li>今年度の主な実施事業の進捗状況について</li> <li>令和元年度中小企業振興会議のスケジュール（案）について</li> </ul>
令和元年 8月 23日	第 23 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工振興ビジョンロードマップおよび事業実施計画に係る進捗状況について</li> <li>商工振興ビジョンロードマップおよび事業実施計画に係る前半期評価について</li> <li>創業支援等事業計画（素案）について</li> <li>今年度の主な実施事業の進捗状況について</li> <li>商工振興ビジョン後半期ロードマップの素案について</li> </ul>
令和元年 10月 7日	第 24 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工振興ビジョンロードマップおよび事業実施計画に係る進捗状況について</li> <li>今年度の主な実施事業の進捗状況について</li> <li>商工振興ビジョン後半期ロードマップ（素案）について</li> </ul>
令和元年 12月 4日	第 25 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工振興ビジョンロードマップおよび事業実施計画に係る進捗状況について</li> <li>今年度の主な実施事業の進捗状況について</li> <li>商工振興ビジョン後半期ロードマップ（案）について</li> <li>新年度の事業実施に向けた考え方（案）について</li> </ul>
令和 2年 2月 20日	第 26 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工振興ビジョンロードマップおよび事業実施計画に係る進捗状況について</li> <li>商工振興ビジョン後半期ロードマップ（案）について</li> <li>新年度の主な実施事業の概要（案）について</li> </ul>
改訂経過（令和 2年度）		
令和 2年 7月 30日	第 27 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工振興ビジョン後半期ロードマップに係る進捗状況について</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響に対する商工関連の取り組み等について</li> <li>令和 2年度中小企業振興会議スケジュール（案）について</li> </ul>
令和 2年 12月 3日	第 28 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工振興ビジョン後半期ロードマップに係る進捗状況について</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響に対する商工関連の取り組み等について</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた商工振興ビジョン後半期ロードマップの今後の方向性等について</li> </ul>
令和 3年 2月 25日 （書面開催）	第 29 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工振興ビジョン後半期ロードマップに係る進捗状況について</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響に対する商工関連の取り組み等について</li> <li>栗東市商工振興ビジョン後半期ロードマップの（改訂案）について</li> <li>令和 3年度中小企業振興会議のスケジュール（案）について</li> </ul>

## ■ 栗東市中小企業振興会議設置要綱

平成22年9月28日

告示第194号

改正 平成24年4月1日告示第65号

平成26年4月1日告示第86号

平成28年5月13日告示第74号

平成31年3月27日告示第37号

### (設置)

第1条 市及び中小企業者等が中小企業の振興方策について協働で検討するため、栗東市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 振興会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提案する。

- (1) 栗東市中小企業振興基本条例に関すること。
- (2) 栗東市商工振興ビジョンに関すること。
- (3) 栗東市商工振興ビジョンロードマップに関すること。
- (4) 栗東市商工振興ビジョンロードマップに基づく事業実施計画に関すること。
- (5) 第2号から第4号までについての進行管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか中小企業の振興に関すること。

### (組織)

第3条 振興会議は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の代表者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募による市民

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長等)

第5条 振興会議に、委員の互選により、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、振興会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故又は欠けたときはその職務を代行する。

### (会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、専門的な事項を調査するため、必要に応じて、振興会議に委員及び部会委員で組織す

る専門部会を置くことができる。

3 部会委員は、振興会議において選任し、会長が依頼する。

4 部会委員は、専門的な事項の調査を終えたときをもって、その任を終えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 会長は、所掌事務について必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 振興会議の庶務は、環境経済部商工観光労政課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮り別に定める。

附 則

この告示は、平成22年9月28日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日告示第65号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日告示第86号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月13日告示第74号)

この告示は、平成28年5月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日時点で在任中の委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

■ 栗東市中小企業振興会議 委員名簿

所 属 等	氏 名	根 拠	備 考
立命館大学 経営学部教授	近藤 宏一	第3条(1)	副会長
栗東市商工会 会長	清水 憲	第3条(2)	会長
一般社団法人栗東市観光協会 会長	田中 義信	第3条(2)	
杉本総合会計 代表	杉本 浩志	第3条(2)	
積水化学工業株式会社滋賀栗東工場 企画管理部長	山本 良人	第3条(2)	
滋賀銀行株式会社栗東支店 支店長	岡 敦哉	第3条(2)	
びわ湖放送株式会社 制作部 主幹	松永 五九雄	第3条(2)	
草津・栗東地区労働者福祉協議会 副会長	清水 久輝	第3条(3)	
公益社団法人栗東市シルバー人材センター 理事長	高野 正勝	第3条(3)	
立命館大学経営学部 学生	野原 快斗	第3条(4)	
滋賀銀行株式会社栗東支店 支店長	江竜 喜郎	第3条(2)	任期 令和2年7月8日まで
びわ湖放送株式会社 制作部次長	大口 隆之	第3条(2)	任期 令和2年7月8日まで

※順不同、敬省略

【オブザーバー】 栗東市商工会

- 第3条 (1) 学識経験者
- 第3条 (2) 関係機関の代表者
- 第3条 (3) 関係団体の代表者
- 第3条 (4) 関係行政機関の代表者
- 第3条 (5) 公募による市民

## 2. 用語解説（五十音順、英字表記等はその後に記載）

ページ	用語	説明
ア行		
8	<b>新しい生活様式</b>	長期間にわたって新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させること。
5,12	<b>域内調達</b>	市や町など一定の地域内で必要なもの（例：農産物、建設資材、製造部品など）をその地域内から調達すること。域内調達率は、全調達に占める域内調達の割合。一方、他の地域から調達することは「域外調達」。
カ行		
3	<b>起業家教育事業</b>	将来的に創業者となる人材を輩出し、開業率向上に繋げるための事業。
15（表中）	<b>キャッシュレス</b>	物理的な現金（紙幣・硬貨）を使用しなくても活動できる状態を指す。
8	<b>緊急事態宣言</b>	指定区域において、行動を制限する状態を指す。
3	<b>経営改善普及事業</b>	小規模企業の経営に詳しく、国や地方公共団体の小規模企業施策を熟知した、経営面でのホームドクターというべき人を全国に配置し、小規模事業者の相談相手をする事業。
8	<b>雇用調整助成金</b>	「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するもの。
サ行		
3	<b>事業継続力強化計画（BCP）</b>	Business Continuity Plan の略。中小企業が自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するもの。経済産業大臣から計画の認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金（ものづくり補助金等）の審査上の加点等の支援を受けることができる。
8	<b>持続化給付金</b>	売上が前年同月比で50%以上減少している事業者を対象に、中小法人等の法人は200万円、フリーランスを含む個人事業者は100万円を上限に、現金を給付するもの。
5	<b>シティセールス</b>	「まちを好きになって選んでもらえるように、内外に売り込む」活動のこと。まちの特色や地域資源をはじめとする魅力などを地域内外へ効果的にPR・発信することで、まちの知名度や都市イメージの向上を図るとともに、ヒト・モノ・カネ・情報等をまちに呼び込み、まちを活性化し持

		続的に発展させることを目的とする。シティープロモーションと同義。										
3,8,9,10,11 (表中), 15 (表中), 16 (表中)	<b>小規模事業者</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>従業者数20人以下</td> </tr> <tr> <td>商業・サービス業</td> <td>従業者数5人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種分類	備考	製造業その他	従業者数20人以下	商業・サービス業	従業者数5人以下				
業種分類	備考											
製造業その他	従業者数20人以下											
商業・サービス業	従業者数5人以下											
8,9,19,20,21	<b>新型コロナウイルス感染症</b>	「新型コロナウイルス (SARS-CoV2)」はコロナウイルスのひとつ。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群 (SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群 (MERS)」ウイルスが含まれる。										
2	<b>新名神高速道路</b>	関西圏、中部圏、首都圏を結ぶ基幹的な役割を果たす高速道路。										
15 (表中)	<b>先端設備投資への支援</b>	中小企業者が「先端設備等導入計画」を作成し、市から認定を受けると特例措置を受けることができる制度。										
夕行												
1,3,9	<b>中小企業者</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>資本金3億円以下 又は 従業者数300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>資本金1億円以下 又は 従業者数100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>資本金5千万円以下 又は 従業者数50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>資本金5千万円以下 又は 従業者数100人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種分類	備考	製造業その他	資本金3億円以下 又は 従業者数300人以下	卸売業	資本金1億円以下 又は 従業者数100人以下	小売業	資本金5千万円以下 又は 従業者数50人以下	サービス業	資本金5千万円以下 又は 従業者数100人以下
業種分類	備考											
製造業その他	資本金3億円以下 又は 従業者数300人以下											
卸売業	資本金1億円以下 又は 従業者数100人以下											
小売業	資本金5千万円以下 又は 従業者数50人以下											
サービス業	資本金5千万円以下 又は 従業者数100人以下											
八行												
表紙, 目次, 1,4,5,6,7	<b>ビジョン</b>	将来のあるべき姿を描いたもの。将来の見通し。構想。未来図。未来像。										
2	<b>ビッグデータ</b>	デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサー等 IoT 関連機器の小型化・低コスト化による IoT の進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ。										
マ行												
14 (表中)	<b>まちゼミ</b>	湖南地域全体の広域事業として実施することにより、前向きに商業に取り組む事業所を広く PR し、少しでも多くの方が個店に来店するきっかけづくりとなる。地域内だけでなく地域外からの顧客確保及び賑わい創出のために実施。										
7	<b>マーケティング</b>	商品・製品が効率的に売れるよう、市場調査・製造・輸送・保管・販売・宣伝などの全過程にわたって行う企業活動。販売戦略。										

ラ行		
14 (表中)	<b>りっとう空き家バンク</b>	空き家を地域資源として地域のまちづくりに活用するため、空き家所有者と活用希望者とのマッチング（出会い）に向け、ウェブサイトの情報提供や相談等を行う仕組み。
2	<b>リニア中央新幹線</b>	東京都から甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、名古屋市附近、奈良市附近を経由し大阪市までの約 438 kmを、我が国独自の技術である超電導リニアによって結ぶ新たな新幹線。
表紙, 目次, 1,2,4,5, 6,7,8,17	<b>ロードマップ</b>	ある目標へ向けての道筋、行程表、また、製品開発・発売などの予定表。
ヤ行		
8	<b>家賃支援給付金</b>	地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金であり、法人に最大 600 万円、個人事業者に最大 300 万円を一括支給するもの。
A～Z		
2	<b>AI（エーアイ）</b>	Artificial Intelligence の略。人工知能
2	<b>ICT（アイシーティ ー）</b>	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。 IT(Information Technology)とほぼ同義。国際的には ICT が広く使われている。コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合を ICT と、区別して用いる場合もある。
2	<b>IOT（アイオーティ ー）</b>	Internet of Things（インターネット オブ シングス）の略。「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す。
目次, 4,5,6,7	<b>KPI(ケーピーアイ)</b>	組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標を意味し、達成状況を定点観測することで、目標達成に向けた組織のパフォーマンスの動向を把握できるようになる。
17	<b>PDCA（ピーディー シーエー）サイクル</b>	Plan/Do/Check/Action の頭文字を揃えたもので、計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセス。
2	<b>Society5.0（ソサ エティーゴテンゼ ロ）</b>	Society 5.0 は、内閣府の第 5 期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたものである。これまでの狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」。